

事業用家屋を建てられた方へ

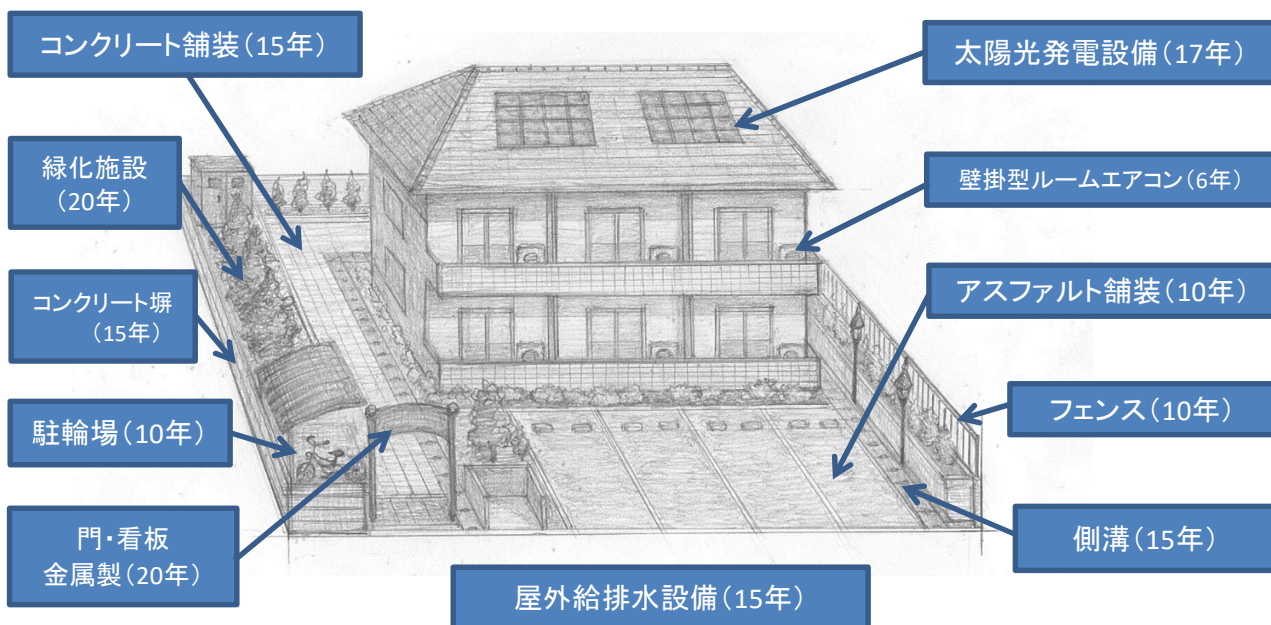
《償却資産(固定資産税)申告のご案内》

償却資産とは

- ◇法人や個人が事業で用いる土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、器具、備品等)のことで、固定資産税の課税対象となります。
- ◇償却資産の対象となる資産を1品でも所有していれば申告の義務が生じます。毎年1月1日現在で所有する資産を1月31日までにその資産の所在する市町村に自主的に申告しなければなりません。

償却資産の例

※()は主な耐用年数、構造・用途により異なる場合があります。
詳しくは国税庁ホームページの耐用年数表をご確認ください。



資産の種類	主なもの
構築物 建物附属設備	門、塀、構内舗装、駐車場舗装、駐輪場、側溝、看板、外灯、フェンス、受変電・自家発電設備、LAN設備、屋外給排水設備 など
機械及び装置	太陽光発電設備、機械式駐車場(ターンテーブルを含む。) など
工具、器具及び備品	壁掛型ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、館銘板 など

※平成16年4月1日以降に賃借人(テナント)が施工した内装・造作・建物附属設備等(特定附帯設備)は、賃借人(テナント)が償却資産として申告していただくこととなっております。

【お問い合わせ先】

宮崎市 資産税課 償却資産係(宮崎市役所第3庁舎2階)

電話(0985)21-1743

市ホームページはこちら→



【申告書提出先】

宮崎市 資産税課 償却資産係 又は 各総合支所 地域市民福祉課